千葉市公告第185号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

令和5年2月22日

千葉市長 神 谷 俊 一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 千葉ポートスクエア

所在地 千葉市中央区問屋町113番地5

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の 氏名

名 称 三菱UFJ信託銀行株式会社

代表者の氏名 代表取締役 長島 巌

住 所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

名 称 千葉市

住 所 千葉市中央区千葉港1番1号

3 変更事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 (大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻)

(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻	備考
株式会社マツモトキョシ	午前9時00分	午後9時00分	
株式会社大創産業			
未定2者			
株式会社ドン・キホーテ			
株式会社ローソン	午前0時00分	翌午前0時00分	

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻	備考
株式会社マツモトキヨシ			
株式会社大創産業	午前9時00分	午後9時00分	
未定2者			
株式会社ドン・キホーテ	午前8時00分	翌午前2時00分	
株式会社ローソン	午前0時00分	翌午前0時00分	

4 変更する年月日

令和5年4月21日

- 5 変更する理由 営業計画変更のため
- 6 届出の年月日令和5年2月17日

7 縦覧場所

千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市経済農政局経済部産業支援課 千葉市中央区中央4丁目5番1号きぼーる11階 千葉市中央区地域振興課

8 縦覧期間及び時間

(1) 縦覧期間

令和5年2月22日から令和5年6月22日まで(土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

(2) 時間

午前9時から午後5時15分まで ※添付図面については省略